

堺市ベンチャー調達認定制度実施要綱

令和 3 年 6 月 1 日制定

令和 5 年 4 月 1 日一部改正

令和 7 年 9 月 1 日一部改正

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 4 号、地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号。以下「規則」という。）第 12 条の 3 に基づき、新商品の生産又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者を市長が認定し、認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から買い入れ若しくは借り入れる契約、又は認定を受けた者から新役務の提供を受ける契約について、本市が随意契約することができる堺市ベンチャー調達認定制度（以下「本事業」という。）の実施に関して必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 本事業は、新商品の生産又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者を市長が認定し、認定事業者の初期需要創出及び信頼性向上による販路開拓を支援することで、本市の経済活性化を図ることを目的とする。

(対象となる新商品等)

第 3 条 本事業の対象となる新商品及び新役務（以下「新商品等」という。）とは、規則第 12 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 2 号に該当すると認められるもののうち、次の全ての事項を満たすものをいう。ただし、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 4 条第 1 項に規定する食品並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 2 条に規定する医薬品、医薬部外品及び化粧品、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 1 条の 2 に規定する農薬、工事における工法及びその技術その他市長が地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 4 号の規定の趣旨に照らし不適切とするものを除く。

- (1) 申請の時点で、販売又は提供開始から 5 年以内にあること
- (2) 既存の商品又は役務とは著しく異なり、優れた使用価値を有していること
- (3) 市場性が見込まれる商品又は役務であること
- (4) 市の機関において使途が見込まれ、かつ購入実績が少ない商品又は役務であること
- (5) 関係法令に適合するとともに、特許権等の権利に関する問題が生じない商品又は役務であること

(対象者)

第 4 条 本事業の対象者は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に該当し、本市内に事業所を有し（個人にあっては市内に住所を有する）、市税の滞納がない者（以下「事業者」という。）
- (2) 堺市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 35 号。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者のいずれにも該当しないこと。

(申請方法)

第 5 条 認定を受けようとする事業者は、新事業分野開拓事業者認定申請書（様式第 1 号）（以下「認

定申請書」という。)により市長に申請する。

2 前項の認定申請書には次の書類を添付する。

(1)実施計画書(様式第2号)

(2)暴力団員等に該当しないことの誓約書(様式第3号)

(3)役員情報届出書(様式第3号の2。法人の場合に限る)

(4)発行後3か月以内の履歴事項全部証明書(原本)

※個人にあつては、(i)発行後3か月以内の住民票、(ii)個人事業の開業・廃業等届出書の写し又は税務署の受付印が押印された直近の所得税の確定申告書B第一表の控え、の両方。

(5)納付期限が到来している直近の事業年度に係る法人市民税の納税証明書(原本)(個人にあつては直近の年度に係る市民税)

※原則として発行後3か月以内のもの。

※非課税の個人事業主の場合は非課税証明書。

※第1期決算未達の場合は申立書。

(6)直近2営業期間の決算書又は営業報告書(これらの書類がない場合にあつては最近一年間の事業内容等の概要を記載した書類)

(7)その他新商品等の詳細が分かる資料

(認定基準)

第6条 本事業の対象となる新商品等は、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

(1)申請に係る新商品等が、第3条に定義する内容に合致するものであること。

(2)当該計画に係る新商品等が、既に企業化されている商品若しくは役務とは通常取引において若しくは社会通念上別個の範疇に属するもの又は既に企業化されている商品若しくは役務と同一の範疇に属するものであっても既存の商品若しくは役務とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するものであると認められること。

(3)当該計画に係る新商品等が、事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するものと認められること。

(4)新商品の生産等の実施方法、実施に必要な資金の額及びその調達方法が新事業分野の開拓を確実に実施するために適切であること。

(5)申請の内容が関係法令に違反しない又は違反する恐れがないこと。

(6)申請の内容が公序良俗に反しない又は反する恐れがないこと。

(事業者の認定)

第7条 市長は、本要綱の規定に適合すると認めたときは、その事業者を新事業分野開拓事業者(以下「認定事業者」という。)として認定する。

2 規則第12条の3第2項に関し、市長は、二人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

3 市長は、第1項の規定により事業者を認定し、又は認定しないことを決定したときは、対象事業者に速やかにその旨を通知(様式第4号、様式第5号)する。

4 第1項に定める認定の期間は、認定を通知した日から、認定を通知した日の属する年度の2年後の年度末までとする。

(認定内容等の変更)

第8条 認定事業者は、実施計画のうち、次に掲げる事項を変更しようとするときは、変更承認申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

- (1)新商品の生産等の目標
 - (2)新商品等の内容
 - (3)新商品の生産等の実施時期
 - (4)新商品の生産等の実施方法
 - (5)新商品の生産等の実施に必要な資金の額及びその調達方法
- 2 市長は、前項の申請に対し、申請内容を承認すべきものと認めたときは、変更決定通知書（様式第8号）により通知する。
- 3 認定事業者は実施計画に係る事業を中止したとき又は事業者及び認定商品等が本要綱の規定に適合しなくなったときは、中止承認申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（認定の取消し）

- 第9条 市長は認定事業者が次のいずれかに該当すると認められるときは、認定を取り消すことができる。
- (1)前条第3項の届け出があった場合
 - (2)実施計画（前条の規定による変更があったときは、その変更後のもの）に従って実施していない場合
 - (3)認定事業者、実施計画又は認定商品等が本要綱の規定に適合しなくなった場合
 - (4)認定事業者に重大な法令違反等不正な行為があったと認められるとき
- 2 市長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに理由を付して対象事業者に通知する。
- 3 第1項に規定による認定の取り消しにより損失が生じた場合は、認定事業者がその責めを負うものとする。

（報告及び調査）

- 第10条 市長は、必要があるときは、認定事業者に対して実施計画について報告を求め、又は調査をすることができる。

（認定後の事務等）

- 第11条 市長は、認定事業者が生産・提供する新商品等（以下、「認定商品等」という。）に関する広報活動に努めるものとする。
- 2 市長は、認定商品等の調達を行うにあたり、その性能、品質、数量、価格等について考慮し優先的な調達に努めるものとする。

（その他）

- 第12条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について、必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年6月1日から施行する。
- （この要綱の失効）
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年9月1日から施行する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和14年3月31日限り、その効力を失う。

新事業分野開拓事業者認定申請書

年 月 日

堺 市 長 殿

申請人
所在地
(ふりがな)
団体名
(ふりがな)
代表者職氏名
代表者生年月日
代表者住所

堺市ベンチャー調達認定制度実施要綱第 5 条に基づき、別紙計画について認定を受けたいので申請します。

新商品等の名称		
申請区分	☐ 新商品（物品） ☐ 新役務（サービス）	
確 認 項 目	下記事項につきご確認いただき、「○」をつけてください。	
		「堺市ベンチャー調達認定制度実施要綱」及び「堺市ベンチャー調達認定制度募集要領」を確認し、制度の概要及び手続きについて理解した。 本申請の審査時及び認定を受けた後、認定期間満了までの間において、申請者及び新商品等が本事業の対象要件を満たしていることを本市が随時確認することに同意する。 またその確認のため、本申請書の情報や役員情報等を関係機関に提供及び照会することに同意する。

添 付 資 料	1 実施計画書(様式第 2 号) 2 暴力団員等に該当しないことの誓約書(様式第 3 号) 3 役員情報届出書(様式第 3 号の 2。法人の場合に限る) 4 発行後 3 か月以内の履歴事項全部証明書(原本) ※個人事業者の場合は、(i) 発行後 3 か月以内の住民票、(ii) 個人事業の開業・廃業等届出書の写し又は税務署の受付印が押印された直近の所得税の確定申告書 B 第一表の控え、の両方。 5 納付期限が到来している直近の事業年度に係る法人市民税(個人事業者の場合は、直近の年度に係る市民税)の納税証明書(原本) ※原則として発行後 3 か月以内のもの。 ※非課税の個人事業主の場合は非課税証明書。 ※第 1 期決算未達の場合は申立書。 6 直近 2 営業期間の決算書又は営業報告書 ※これらの書類がない場合にあっては最近一年間の事業内容等の概要を記載した書類 7 その他新商品等の詳細が分かる資料
---------	---

実施計画書

1 申請者の概要

名称				
代表者職氏名				
連絡担当者 職氏名				
連絡担当者 メールアドレス				
本社所在地	(〒 —) TEL FAX			
堺市内の 事業所所在地	(〒 —) TEL FAX			
URL				
業種		創 業 年 月	年 月	
資本金	万円	従 業 者 数	人	
主たる株主と その出資割合	株主名			
	出資割合 (%)			
役員数	人（うち大企業の役員又は職員を兼ねている者の人数 人）			

会社事業内容				
主要製品 サービス				
直近 3 年間分の 財務データ		売上高（千円）	経常利益（千円）	自己資本（千円）
	第 期 （ 年 月期）			
	第 期 （ 年 月期）			
	第 期 （ 年 月期）			

2 新商品等の内容

(1) 概要

名称				
新商品等の概要				
販売開始時期	年 月 日			
販売価格				
知的財産権の 取得、出願等				
過去3年間の新商品等の売上状況	決算期	年 月期	年 月期	年 月期 (直近)
	売上数			
	売上高			
国・地方自治体等 での受注実績	☐ 無 ☐ 有（発注先： 、時期： 年 月）			
関係協力機関				
公的支援の 利用状況				

(2) 新商品等の新規性・独自性・他商品等と比較した優位性

新規性	
独自性	
優位性	

(3) 新商品等の市場性

想定される顧客	
想定される 市場規模	
新商品等の普及 の見込み	

(4) 新商品等の生産方法

生産の目標等	決算期	年 月期	年 月期	年 月期
	生産数			
	販売数			
	売上高			
生産形態	☐ 自社生産 ☐ 共同生産 ☐ 委託生産			
生産場所				
販売方法				

(5) 今後、新商品等の生産に必要な資金の額及びその調達方法

		年 月期	年 月期	年 月期
資金需要	運転資金の増			
	設備投資			
	広告宣伝費等			
	合計			
調達方法	自己資金			
	借入金・投資			
	補助金			
	その他			
	合計			

暴力団員等に該当しないことの誓約書

年 月 日

堺市長 殿

所在地

団体名

代表者職氏名

堺市ベンチャー調達認定制度の申請に当たり、次のとおり誓約し、別添のとおり役員情報届出書を添えて提出します。

記

- 1 私は、暴力団員又は堺市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者（以下「暴力団密接関係者」という。）のいずれにも該当しません。
- 2 私は、本誓約書及び役員名簿等が堺市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。
- 3 私が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する事業者であると堺市が大阪府警察本部から通報を受け、又は堺市の調査により判明した場合には、堺市が堺市暴力団排除条例及び堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、堺市ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。

役 員 情 報 届 出 書

申請人

団体名

代表者職氏名

堺市ベンチャー調達認定制度の申請を行うに当たり、次のとおり役員情報を届け出ます。なお、記載内容に変更が生じた場合は、変更の内容及び理由を記載し、その都度、速やかに届け出ます。

《役員情報》

(ふりがな) ()
役員等氏名：
生 年 月 日：
住 所：

(ふりがな) ()
役員等氏名：
生 年 月 日：
住 所：

(ふりがな) ()
役員等氏名：
生 年 月 日：
住 所：

(ふりがな) ()
役員等氏名：
生 年 月 日：
住 所：

《変更の場合：理由》

堺市ベンチャー調達認定制度認定通知書

第 号
年 月 日

申請人

様

堺 市 長 印

年 月 日付け認定申請について、堺市ベンチャー調達認定制度実施要綱第 7 条の規定に基づき認定することに決定したので、通知します。

新商品等の名称	
新商品等の概要	
認定期間	

堺市ベンチャー調達認定制度不認定通知書

第 号
年 月 日

申請人

様

堺 市 長 印

年 月 日付け認定申請については、認定しないことに決定したので、通知します。

記

1 申請商品名

堺市ベンチャー調達認定制度実施計画変更承認申請書

年 月 日

堺 市 長 殿

所在地

団体名

代表者職氏名

年 月 日付け第 号で認定の通知を受けた実施計画について、下記のとおり変更
したいので、堺市ベンチャー調達認定制度実施要綱第 8 条の規定により申請します。

記

1 変更事項・理由

2 実施計画 別紙のとおり

堺市ベンチャー調達認定制度実施計画中止（廃止）承認申請書

年 月 日

堺 市 長 殿

所在地

団体名

代表者職氏名

年 月 日付け第
中止（廃止）したいので、申請します。

号で認定の通知を受けた実施計画について下記のとおり

記

1 認定対象商品名

2 中止（廃止）とする理由

堺市ベンチャー調達認定制度実施計画変更（中止・廃止）決定通知書

第 号
年 月 日

様

堺 市 長 印

年 月 日付けで申請のあった実施計画の変更（中止・廃止）について、次のとおり決定したので通知します。

新商品等の名称			
決 定 事 項	変更	中止	廃止
決 定 事 項			